

チャイルドシート貸与事業・ 育児用品等購入費助成金交付事業

「チャイルドシート貸与事業」

チャイルドシートの新規貸与はできません。

令和3年（2021年）3月31日時点で貸与を受けている児童のみ、年齢到達（満6歳になる年度末）までの更新が可能です。

※チャイルドシートからジュニアシートへの更新は、新規扱いになるためできません。

「育児用品等購入費助成金交付事業」

●対象品目／チャイルドシート（ジュニアシート含む）、ベビーカー、ベビーベッド、抱っこ紐、ベビーチェア、バウンサーのうち2個以内（同じ品目が2個でも可）

●対象者

・当町に住民登録されている6歳未満の児童の保護者であり、購入および申請時に当町に住民登録されている保護者

・申請者および申請者と同一の世帯員が町税を滞納していない方

●助成額

・1個目／購入した費用の半額（上限1万円）

・2個目（1個目と同じ品目でも可）／購入した費用の半額（上限5千円）
※お子さま1人につき、申請は1回

限りです。2個申請される場合は同時に申請してください。

●申請時に必要なもの

・申請者名義の金融機関の通帳またはキャッシュカード

・領収書（申請者氏名・購入商品名・金額・購入日が記載されたもの）

※2個購入した場合はそれぞれの商品名とそれぞれの金額の分かる領収書

・安全基準を満たしていることが確認できるもの（チャイルドシートのみ）
※宛名が名字のみの場合やレシートは不可

●ご注意ください

ネット通販などで商品を購入し、領収書がない状態で申請に求められる方が多くおられます。事前に領収書の発行が可能かどうかを確認いただき、必ず申請者氏名・購入商品名・金額・購入日の分かる領収書を添付いただきますようお願いいたします。

領収書がない場合、助成金の交付はできません。

問 やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

児童手当の支給

児童手当は、出生から中学校修了まで（15歳に達した後、最初の3月31日まで）の子どもを養育している

方に支給されます。養育者が複数人いる場合、主たる生計者が受給者となります。公務員（独立行政法人などは除く）の方は、所属庁から支給されます。

所得制限限度額

扶養親族などの数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833万3,000円
1人	660万円	875万6,000円
2人	698万円	917万8,000円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万円
5人	812万円	1,040万円

※「収入額の目安」は給与収入のみで計算した金額です。

支給月額

0歳～3歳未満（一律）	1万5,000円
3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）	1万円
3歳以上小学校修了前（第3子以降）	1万5,000円
中学生	1万円
特例給付（所得制限限度額以上の方）	5,000円

●支給月／6月、10月、2月（年3回）

児童手当は、原則、申請した翌月から支給されます。ただし、事由発生日（子どもの出生日など）の翌日から数えて15日以内の申請であれば、月を越えた申請になったとしても事由発生日に申請があったものとみなすことができます。

※15日以内に申請がなければ、遅れた月分の手当を受けられなくなる場合があります。ご注意ください。

●手続きに必要なもの

・受給者の健康保険被保険者証の写し
・受給者名義の金融機関の口座が分かるもの
・その他支給事由や状況に応じて必要な書類（対象者のみ必要）

【児童手当の制度が変わります】

令和4年（2022年）6月1日（10月支給分）から制度が変わります。

●特例給付の支給に係る所得上限額が設けられます。

※所得額により手当の支給がされない方が発生します。

●現状届の提出が原則不要になります。

※提出が必要な方もいます。対象者には6月に案内を送付します。

※詳細は町ホームページ、広報ありますが6月号に掲載予定です。

問 やすらぎ福祉課（金屋庁舎）